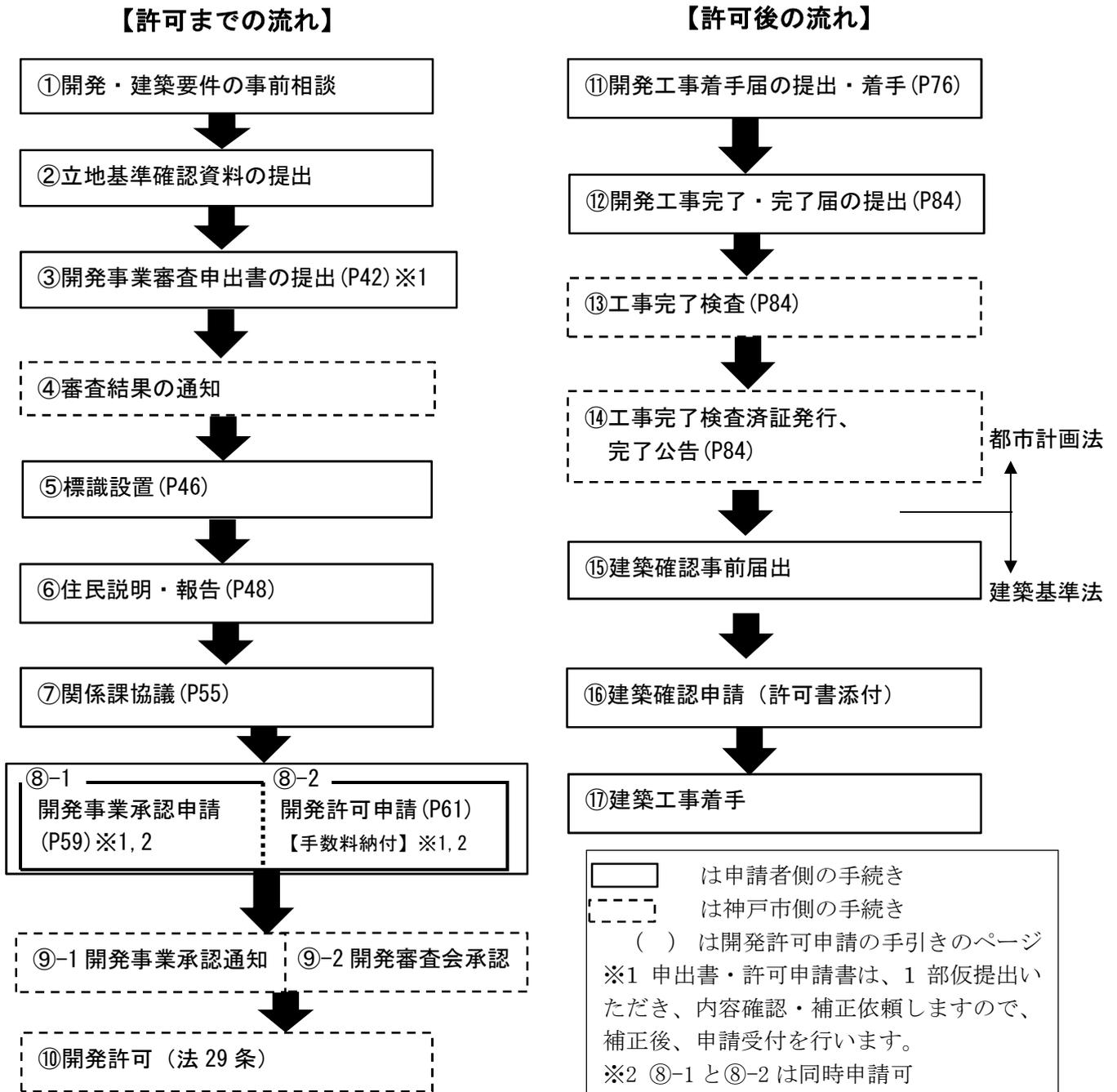


市街化調整区域における都市計画法の手続き（開発許可）

市街化調整区域においては、原則として開発行為（建築目的の土地の区画形質の変更）や建築行為が禁止されていますが、市街化調整区域でなければ建築できないものや周辺住民の日常利便施設として神戸市が定めた基準に適合するものについては、特例的に容認すべきものとして許可を行っています。

このため、市街化調整区域で土地を利用したり、建物を建てたり、建物用途を変更する場合は、以下の手続きが必要となるので、**必ず事前に相談ください。**



※その他法令の規制がある場合、別途許可や承認等が必要な場合がありますので、事前に各法令の担当課にて確認いただきますようお願いします。

参考：開発行為の許可（⑧-2～⑩）の標準処理期間 建築物 0.3ha未満：25日、0.3ha以上5ha未満：40日、5ha以上：55日 ただし、特定工作物や開発審査会の議を経る場合は日数が異なります。詳細は開発許可申請の手引き P. 88 をご確認ください。

各手続きにかかる時間は事案により異なります。相談から着工までは時間を要することをご理解いただきますようお願いします。